● 当社は、下表のとおり事象の重要度に応じた公表時期などを整理し、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

… 新たに公表対象に加える範囲

区分			公表時期	手段	重要度
I	 法令*1及び安全協定*2における対象に該当する重要度の高い事 発電所周辺にお住まいの方から問予想されるなど緊急性のある事象 	「直ちに」 (夜間、休日を問わず)	プレス + HP掲載 ^{※3} + ツイッター	高	
п	外部へ直接は影響しないが、社会的に影響の 出るおそれのある事象				「 速やかに」 (事象の確認が夜間の 場合は翌日)
Ш	• 事象の進展または状況の変化によっては、法令 及び安全協定における通報連絡の対象に該当 する事象または社会的に影響の出るおそれの ある事象など		「翌営業日に」	HP掲載 ^{※ 4} +	
IV	 区分 I ~Ⅲに至らない機器の 不具合など 	運転中 停止中	「月一回定期的に ^{※5} 」	ツイッター	低

この他、「核物質防護に影響がある事象」については、原子力規制委員会による評価等により脆弱性の解消が確認された後、速やかに公表いたします。

- ※1 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」、「電気事業法」
- ※2 「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」など
- ※3 当社ホームページ「プレスリリース」及び「原子力情報」に掲載
- ※4 当社ホームページ「原子力情報」に掲載
- ※5 当月分の事象を翌月にまとめて公表

■「区分 I」に該当する事象

【区分 I 】 法令及び安全協定における通報連絡の対象に該当する重要度の高い事象:「直ちに」公表(夜間、休日を問わず)

- ① 非常事態が発生したとき
- ② 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したときまたは停止することが必要になったとき
- ③ 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が計画外に作動したとき
- ④ 放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが管理区域外に漏れたとき
- ⑤ 発電所の周辺環境に異常が発生したとき
- ⑥ 放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき
- ⑦ 発電所敷地内において火災事故が発生したとき
- ⑧ 放射線業務従事者の線量が法令に定める線量限度を超えたとき
- ⑨ 前号に定める基準以下の被ばくであっても被ばく者に対し特別の措置を行ったとき
- ⑩ 管理区域内で人に傷害が発生したとき
- (1) 発電所敷地外において放射性物質(放射性廃棄物を含む)の輸送中に事故が発生したとき
- ② 他の同型原子炉に事故または故障が発生し、発電所の運転を一時停止しなければならないおそれがあるとき
- ③ 前各項目(区分 I ①~②)のほか、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき報告することとされている事象が発生したとき
- ④ 放射性物質の漏えいを伴う事象等、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及び「電気事業法」に基づき 報告することとされている事象に該当するおそれがある事象が発生したとき
- ⑤ 原子炉施設保安規定に定める運転上の制限を満足していないと判断したとき

【区分I】発電所周辺にお住まいの方から問い合わせが予想されるなど緊急性のある事象:「直ちに」公表(夜間、休日を問わず)

- (ii) 上記以外の事象で、原子炉が自動または手動停止したとき
- ⑰ 地震(女川、石巻で震度5弱以上)、津波などの自然災害により原子力発電所の施設に被害があったとき
- ⑱ 発電所敷地内での大きな異常音、異常臭、煙などが発生したとき
- ⑲ 重油、軽油、薬品などが発電所敷地外へ異常に漏えいしたとき
- ② 法令及び安全協定に該当しない発電所敷地内における死亡災害が発生したとき

■「区分Ⅱ」及び「区分Ⅲ」に該当する事象

【区分Ⅱ】 外部へ直接は影響しないが、社会的に影響の出るおそれのある事象: 「速やかに」公表(事象の確認が夜間の場合は翌日)

- ① 安全上重要な機器に不具合が発生し、点検するとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)
- ② 管理区域内で管理された状態にない100リットル以上の放射性の液体を発見したとき
- ③ 発電所敷地内における消防法に基づく油の漏えいを発見したとき
- ④ 核燃料物質に由来する放射性物質による身体汚染・内部取り込みが発生したとき
- ⑤ 燃料プール冷却浄化系ポンプが計画外に全台停止したとき
- ⑥ 使用済燃料プールへの金属片の落下物を発見したとき
- ⑦ 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの全測定値が計画外に確認不能となったとき
- ⑧ 発電所敷地内において重大な労働災害が発生したとき(入院した場合、または同時に3人以上が被災した場合など)

【区分Ⅲ】 事象の進展または状況の変化によっては、法令及び安全協定における通報連絡の対象に該当する事象または 社会的に影響の出るおそれのある事象など: 「翌営業日に」公表

- ① 安全上重要な機器に不具合が発生し、機能維持に影響のないとき(原子炉施設保安規定で運転上の制限が要求されない期間に発生した場合を除く)
- ② 原子炉の運転に関連する主要な機器の故障で、予備機への切り替わりなどにより運転継続に影響しないとき
- ③ 原子炉の運転に関連する主要なパラメータが有意に上昇(または低下)し、原因調査や補修などを行いながら運転継続するとき
- ④ 管理区域内の空間放射線を計測する放射線モニタなどの指示値が有意に上昇したとき
- ⑤ 燃料の監視状況に有意な変化が確認されたとき
- ⑥ プラント機器の故障などにより当社ホームページにおける発電機の出力が有意に変動したとき
- ② 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの値が有意に上昇したとき
- ⑧ 管理区域内で管理された状態にない1リットル以上、100リットル未満の放射性の液体を発見したとき(1リットル未満でも漏えいを直ちに停止できない場合)
- ⑨ 建屋内で管理された状態にない200リットル以上の非放射性の液体を発見したとき
- ⑩ 補給水や原子炉格納容器内の排水が有意に増加したとき(何らかの漏えいを示す事象)
- ⑪ 床・壁などに保安規定で定める管理区域内の区分基準を超える汚染があったとき
- ② 当社ホームページにおける発電所の放射能に係る測定データの1つ以上の測定値が計画外に確認不能となったとき

■「区分IV」に該当する事象

【区分Ⅳ】区分 I ~Ⅲに至らない機器の不具合など: 「月一回定期的に」公表

- ① 法令及び安全協定に基づく通報連絡を必要としない安全上重要な機器のひび、傷などの不具合(通常想定される不具合を除く)
- ② 安全上重要な機器以外の主要な機器のひび、傷などの不具合(通常想定される不具合を除く)
- ③ その他

■核物質防護に影響がある事象

- ▶ 原子力規制委員会による評価等により脆弱性の解消が確認された後、速やかに公表いたします。
- ▶ ただし、犯罪や不正行為に該当する事象については、治安機関等と協議のうえ適切なタイミングで公表いたします。